平成２１年（フ）第１３６９号
北九州市若松区今光１丁目１番３号
破産者　吉原　真子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７１号
北九州市門司区東門司２丁目15番12号
破産者　横田　利盛
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７２号
北九州市門司区東門司２丁目15番12号
破産者　横田佐和子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８９号
北九州市小倉北区神岳２丁目５番29号
破産者　小野カヲル
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９７号
北九州市小倉南区八重洲町11番17号
破産者　津﨑　千也
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１９号
北九州市小倉北区中島１丁目17番34―202号
破産者　田中　鉄一
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２０号
北九州市小倉北区原町１丁目11番１―703号
破産者　秋山　　淨
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４号
熊本県鹿本郡植木町大字舞尾671番地
破産者　大窪　弘至
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
大分市大字羽屋241番地の11
破産者　徳山みどり
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６９４号
大分県別府市大字鶴見1989番地の19
破産者　尾林　祐二
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２８号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10
破産者　池田　静江
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７３１号
大分県別府市亀川浜田町７番８号、住民票上の住所大分県別府市亀川浜田町13番５号
破産者　山内みどり
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６６号
大分県別府市幸町９番19号
破産者　谷脇　國作
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７２号
大分県別府市駅前町４番19号　サンリラ駅前702号
破産者　原田　照子（旧姓中山）
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８８号
大分県別府市大字鶴見439番地の３
破産者　小代　基治
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７９３号
大分市高松１丁目８番15号コーポ二宮201
破産者　中山　愛子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５８７号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅223棟30号
破産者　宮原　雄二
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０６号
宮崎市田野町甲4335番地
破産者　兒玉　　舞（旧姓下郡）
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０８号
鹿児島県鹿児島市東坂元３丁目10番３号
破産者　中尾みちよ
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
鹿児島県日置市伊集院町郡2015番地４
破産者　善福　髙司
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
鹿児島県鹿児島市吉野町2184番地８
破産者　伊作かおり
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目１番21号田上ハイツ102号
破産者　坂上　末子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８５０号
鹿児島県鹿児島市鴨池１―57―１　なかむら内科病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番58―32号
破産者　坂上　保雄
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝829番地フローリッシュ・ビラⅡ棟201号
破産者　渡邉　明美（旧姓前門）
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

更生計画認可

平成２０年（ミ）第１６号
東京都千代田区平河町２丁目１番１号
更生会社　オリエンタル白石株式会社
１　決定年月日　平成22年２月28日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画案立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付の方法
第１節　用語
更生計画における用語の用法は原則として以下のとおりである。
１　継続保有不動産
更生担保権に係る担保権の目的たる物件のうち、継続して保有する別表33ｂ及び34ｂ記載の物件をいう。
２　売却不動産
更生担保権に係る担保権の目的たる物件のうち、管財人が売却する別表35ないし38の各ｂ記載の物件をいう。
３　不動産売却費用
不動産の売却にあたり売主に生ずる下記の費用や負担をいう。
記
⑴　仲介手数料
⑵　測量代